

# 牧之原市いじめ防止等のための基本的な方針

平成29年4月

牧之原市・牧之原市教育委員会  
牧之原市菊川市学校組合教育委員会

## はじめに

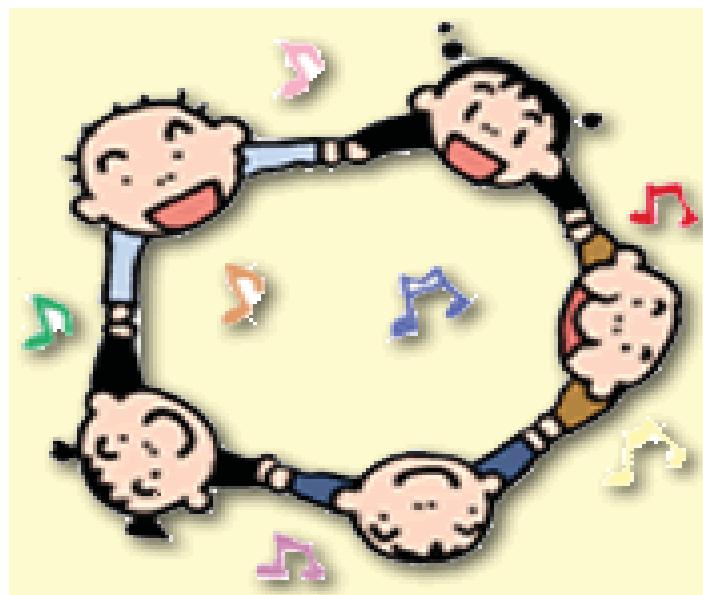
全ての児童生徒は、かけがえのない存在であり、一人一人が大切にされなければなりません。心と体に深刻な影響をもたらすいじめは、児童生徒の尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはどこにおいても起こり得ると同時に、どの児童生徒もいじめの被害者にも、加害者にもなり得るという特徴があります。

このようないじめを防止し、次代を担う児童生徒が健やかに成長するとともに、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。

私たちは、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現させるため、いじめの根絶に取り組むとともに、いじめを許さない風土と文化を社会全体で創っていかなければなりません。

牧之原市においては、これまで児童生徒の命をいじめから守り、いじめをしない、許さない子どもに育てる努力を続けてまいりました。このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）に基づき、改めていじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「牧之原市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「牧之原市基本方針」という。）をここに定めます。

牧之原市は、これまでの事例に学び、いじめに起因する悲劇を決して起こさせないという決意の下、この牧之原市基本方針に基づきいじめ防止の取組を推進します。この取組はそのまま地域の社会的つながりを強化し、「こころざしを持ち、夢ある人」を育てるという本市の基本理念の実現につながるものです。



# 目次

はじめに	2
<b>第1 いじめに対しての認識</b>	4
1 いじめの定義の変遷	4
2 いじめの特徴	4
3 いじめの構造	6
<b>第2 いじめ防止等の対策</b>	8
1 牧之原市、牧之原市教育委員会が策定、設置するもの	8
2 市内小中学校が策定、設置するもの	10
3 未然防止の取組	10
4 早期発見・早期対応の取組	15
<b>第3 重大事態への対処</b>	17
1 重大事態の定義	17
2 重大事態（自殺等）への対応	18
3 不登校重大事態への対応	23

# 第1 いじめに対しての認識

## 1 いじめの定義の変遷

文部科学省の現在のいじめの定義は、平成25年度のものです。

### いじめ防止対策推進法 第2条「いじめの定義」

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

文部科学省によるいじめの定義は、昭和60年から4度変更されています。主な変更点は、以下のとおりです。

- かつての「一方的」「継続的」「深刻な」という基準を廃する等、被害者優位の方向がより強調されてきた。
- 通信の形態等が急速に変化する中、ネットいじめも含めるなど、対象を拡大してきた。
- いじめの件数を表す呼称が「発生件数」から「認知件数」に変わった。

## 2 いじめの特徴

「いじめ」が社会問題として大きく取り上げられてから30年以上が経過します。その間、尊い命が失われる重篤な事態が繰り返され、その都度対応策が立てられています。それでも、「いじめ」の解消が難しい理由として、以下の特徴が挙げられます。

### (1) いじめの見えにくさ

過去の事例では以下のような状況が見られました。

- いじめにあっている児童生徒が、自らの苦痛を訴えることでより状況が悪くなってしまうことを恐れ、身を守るためにいじめにあっていることを訴えなかつた。
- いじめにあっている児童生徒が、保護者に知られることを避けようしたり、自尊心を守るため「自分はいじめられている」と認めようとしたりしなかつた。
- いじめる側が、偽装したり正当化したりした。また、いじめられた児童生徒も、いじめる側の正当化の主張により、いじめられる原因が自分にあると自分を責めてしまった。
- 「集団の約束を遵守する」「仲間への助言」など周囲は善意からの叱責や注意と考えていた言葉が、それを繰り返し受けた児童生徒に過度な屈辱や自責の思

いを引き起こした。

- ・教師など周囲の大人がいじめに気づきながらも軽くとらえてしまった。

いずれにしてもいじめに当たるか否かの判断の基準は、被害者の心の中にあり、与えられる傷も被害者の心に残るものだと認識することが大切です。いじめの判断は被害者の立場に立って、被害者の複雑な心情に寄り添いながら行う必要があります。

## (2) いじめの多様さ、曖昧さ

いじめには様々な態様があります。からかいや、仲間はずれなど、それ自体が子ども同士の人間関係の中で日常的に生じ得るものから、「暴力を伴ういじめ」「金品や物品を要求するいじめ」など刑法に触れる犯罪に当たるものまであります。

### いじめの態様（例）

- ア 冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ウ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- カ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる
- キ 金品をたかられる
- ク 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 等

私たちは社会生活を営むため、他者と影響し合いながら日常生活を送っています。その際、「力関係のアンバランス」という関係性は日常的に発生します。しかし、この人間関係上の問題は、時に「力関係の乱用」に至り相手の心に被害を及ぼすことがあります。例えば悪口、無視、仲間はずれなど、日常的に発生する事案ではあっても、それらが、相手の自由な発言、行動、自己決定等を妨げるのであれば、それは人権の侵害であり、いじめとなります。また、集団の枠をはみ出す行動に対して行われる非難や制裁は、周囲は正しいと思った言動であっても受ける者には過度に繰り返されることでいじめとなり得ます。このように日常生活におけるトラブルといじめの境界は非常に曖昧であり、いじめは日常における関係性の問題の延長にあると考えられます。

## (3) いじめはどんな集団にもどの子どもにも起こり得る

「暴力を伴ういじめ」は認知件数の上では非常に少数です。いじめの多くは「いたずら」「嫌がらせ」「陰口」「無視」などの「暴力を伴わないいじめ」です。

2015年度「子ども・若者白書」(内閣府 H27. 6)によれば、このようないじめを小学4年から中学3年の6年間で受ける児童生徒の割合は9割に上ります。また、短い期間で被害者と加害者が、大きく入れ替わる特徴があり、被害者から加

害者になった子どもの割合も9割近くあることが報告されています。こうした点から、いじめはどんな集団でもどの子どもにも起こり得るものとして認識することが大切です。

また、「いじめがない学校がよい学校」という考え方は、「(いじめ認知件数)数が多いのは問題」「数を減らすことが大切」「数字が少なければよい学校」等の見方につながる、いじめを見逃しやすくさせる間違った考え方ととらえるべきです。むしろ「認知件数が多いのはいじめ問題に向き合い積極的に取り組んでいる証拠」、「数値の多寡にかかわらず、解消率が高いことが重要」という考え方を、地域社会と学校が共有することが重要です。

#### (4) いじめの危険性

からかいや無視など、当人以外からはささいに見える行為であってもしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、被害に遭った子どもが自殺に追い詰められた事案があります。

継続するいじめは被害者に「ひどい孤立感」「無価値感」「苦しみが永遠に続く」という思い込みを与えることが多く、他の危険因子を多く抱えた子どもの場合、潜在的に自殺の危険性が高まってしまうことが考えられます。その結果、周囲が信じられないようなささいなきっかけが引き金になってしまふこともあります。

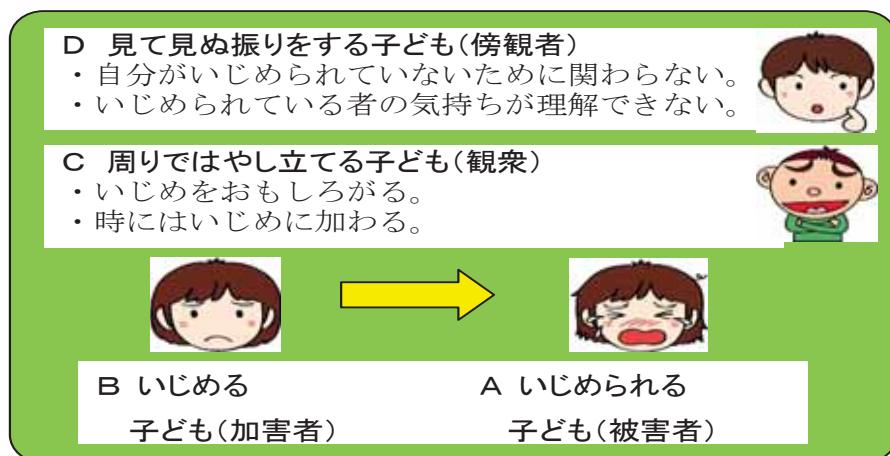
教師はそうした子どもの心理を理解し、常に最悪の可能性も考慮して、慎重かつ的確に子どものサインやささいなトラブル（いじめ）をとらえる努力が必要です。

### 3 いじめの構造

#### (1) いじめの四層構造

いじめは、いじめる側といじめられる側の二者関係だけで成立するのではなく、図のような観衆や傍観者という立場も含めて構成されています。継続的ないじめが生じる割合は加害者数ではなく、傍観者数に対してより高い相関を示します。それは傍観者がいじめに冷ややかな態度などを示さず、結果として加害者を支持することになってしまうからです。

いじめの四層構造の図



(森田洋司らの調査 1990年より)

日本では諸外国と比べると年齢とともにいじめを仲裁する者が減り、傍観者の割合が増えていくという調査結果があります。『小学5年生では26.4%だった傍観者が中学3年生で全体の60%を越える。逆に仲裁する者は小5では53.5%だったのが中3では23.8%に減る。』

(森田洋司 1997年の調査より)

## (2) 学校のいじめと社会全体の変化との関係

「社会的なつながりの希薄化」や「自己中心的な考え方の広がり」が、改善すべき社会問題としてよく挙げられます。子どもを取り巻く環境も「少子化」「地域における異年齢の子ども集団の喪失」「孤立した子育て」など以前と比べて大きく変化しました。これは、牧之原市も例外ではありません。

現在、学校現場などから「社会性の低下」「自己中心的な考え方が強い」などの傾向をもつ子どもが多くなったことが指摘されています。こうした傾向をもつ子どもが「いじめられる側にも問題がある」と考え、「いじめられるのを見て見ぬふりをしてしまう」傍観者となり、いじめを防げない要因になっていると考えられます。

このような状況の中で、学校には児童生徒に「社会的なつながり」を築く力を育てていくことが求められています。また、家庭では「社会性の基盤」を育てること、地域社会では「社会的なつながりや公共性を大切にする考え方」「自分や他者の人権を尊重する考え方」について、大人たちが自らの姿で示すことが求められています。

学校・家庭・地域の三者が連携して社会性や公共性をもつ子どもを育てていくことが、いじめ防止には不可欠であると考えます。

## 第2 いじめ防止等の対策

### 1 牧之原市・牧之原市教育委員会が策定、設置するもの

#### (1) 「牧之原市基本方針」の策定

牧之原市・牧之原市教育委員会は、法第12条の規定に基づき「牧之原市基本方針」を策定し、以下の取り組みを通していじめ防止と早期対応等に努めます。

- 地域社会全体がいじめについて共通理解し、その防止等に連携して取り組めるよう「いじめに対する認識」「いじめ防止等の対策」「重大事態への対処」を示します。
- 実効的な取組ができるように、具体的な行動計画と点検・評価する内容も示します。
- いじめ事案等への迅速な対応と、被害拡大の防止、再発防止が図られるよう、早期対応、重大事態についての取組を示します。
- 市のホームページで公開し、地域、保護者、児童生徒への周知・啓発に努めます。

#### (2) いじめに対応する組織の設置

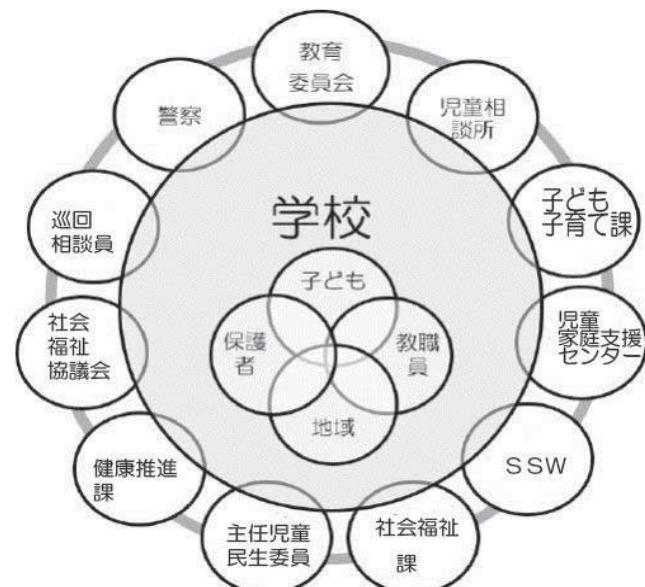
##### ① 牧之原市いじめ問題対策連絡協議会

牧之原市・牧之原市教育委員会は、法第14条第1項の規定に基づき、関係機関及び諸団体との連携を図るため、牧之原市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

##### ア 構成員

- ・中央児童相談所
- ・牧之原警察署生活安全課
- ・主任児童民生委員
- ・児童家庭支援センター
- ・市学校教育課
- ・市子ども子育て課
- ・市社会福祉課
- ・市健康推進課
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・適応指導教室（巡回相談員）
- ・社会福祉協議会

【相互作用を促す連携イメージ】



イ 開 催 基本的に年2回

ウ 事務局 牧之原市教育委員会学校教育課

##### エ 内 容

- ・本市のいじめ等の状況や、いじめ防止等の対策についての意見交換
- ・学校、保護者、行政、各種機関等の効果的な連携についての協議
- ・いじめ対応等の取組が適切に行われたかの点検
- ・必要に応じた「基本方針」の見直し協議

## ② 牧之原市いじめ問題対策本部

牧之原市教育委員会は、法第14条第3項、第28条第1項の規定に基づき、牧之原市いじめ問題対策本部（以下「市いじめ対策本部」という。）を設置します。

市いじめ対策本部は、牧之原市教育委員会の諮問に応じて、専門的知見からのいじめへの有効な対策の検討、いじめ防止等のための調査研究を行います。また、重大事態が起こった場合には、市教育委員会の求めに応じて、早急に調査や対応を行う牧之原市教育委員会の附属機関を兼ねます。

### ア 構成員（5名）

公平性、中立性が保たれ、心理、法律、精神保健、社会的支援の専門的な知識や経験を有する以下の専門家で構成されます。

- ・弁護士 　・精神科医 　・学識経験者 　・臨床心理士 　・社会福祉士

イ 開 催 （定例会） 基本的に年1回 （重大事態対応） 発生時

ウ 事務局 牧之原市教育委員会学校教育課

### エ 定例会

- ・重大事態が起き、牧之原市教育委員会の要請があった場合の対応についての確認

### オ 重大事態時

- ・専門的な知識をいかし、客観的事実との符合を念頭においていた調査（牧之原市教育委員会が主体となって調査する場合）

## ③ 牧之原市いじめ再調査委員会

法第30条第2項の規定に基づき、牧之原市は牧之原市長の求めに応じ、市いじめ対策本部の調査結果について再調査を行う牧之原市いじめ再調査委員会を設置します。牧之原市長が、重大事態に関わる調査の不備や、更に詳細な調査の必要を認めるとき、再調査を行います。

### ア 構成員(5名)

公平性、中立性が保たれ、心理、法律、精神保健、社会的支援の専門的な知識や経験を有する以下の専門家で構成されます。なお、市いじめ対策本部の委員とは重複しません。

- ・弁護士 　・精神科医 　・学識経験者（教育心理学教授）・臨床心理士  
　・社会福祉士

イ 事務局 牧之原市総務課

## 2 市内小中学校が策定、設置するもの

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

法第13条の規定により、学校には、国の中等教育学校のいじめの防止等のための基本的な方針、牧之原市基本方針を参考にして、学校の実情に応じた、学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）を定めることが義務付けられています。学校は、自校の実態に応じた適切かつ実効的な基本方針を策定します。全ての教職員が策定の過程を通して、いじめに対する共通理解といじめに取り組むための共通認識を獲得し、学校全体でいじめ防止に取り組む体制づくりに取り組みます。

学校基本方針は、学校のいじめに対する行動計画及びその学校において、生徒指導（未然防止）をいかに組織的・計画的に推進しようとしているのかが分かるものにしていくことが求められます。

### (2) いじめに対応する組織の設置

①学校いじめ問題対策委員会（学校のいじめの防止等の中核となる常設の組織）

#### ア 構成員

- ・管理職や主幹教諭・教務主任、生徒指導主任・主事、学年主任、養護教諭など
- ・必要に応じて、学級担任や部活動顧問等、関係の深い教職員を追加する。
- ・心理、福祉に関する専門家、医師、教員経験者、警察官経験者など外部専門家に協力を求めることが必要。

#### イ 内容

- ・学校基本方針に基づく、いじめ未然防止から対応までの取組
- ・いじめに関する教職員の資質能力向上のための校内研修や教育課程に位置づけられた取り組みの企画や実施。
- ・いじめに関する行動計画の進捗チェックや、個々の取組の有効性の検証を通じた学校基本方針の見直し。

※本委員会を新たに設置せず、生徒指導部会など既存の組織を見直し、いじめの防止等の取組を実効的に行う組織とすることも可能です。

## 3 未然防止の取組

### (1) 学校が取り組むこと

#### ① 未然防止としての居場所づくりと紛らわしづくり

学校では、全ての児童生徒が自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりが大切です。居場所づくりを進めることは、学校生活での様々なストレスを緩和し、いじめ発生のリスクを抑えます。

さらに学校は居場所づくりの基盤に立って、児童生徒が主体的に取り組む共同的な

活動(絆づくりの場)を提供することで、一人一人が自己有用感を実感し、自ら絆づくりを進める社会性が育まれるよう支援します。自己有用感とは、他者と実際に関わり合う中で、「人の役に立った」「人に認められた」等の自己に対する肯定的な評価のことを言います。

この「自己有用感」が感じられれば、自身の内側から他者や集団との関わりを大切にしたいという意欲、相手や周りを気遣おうとする態度が生まれます。自己有用感や社会性が育っている児童生徒は、人間関係のトラブルを回避し、プレッシャーをはねのけ、良好な人間関係を築いていくことができます。

## ② 学校に必ず位置づけたい未然防止の取組

### ア 児童生徒の実態を踏まえ、目標・手立てを共有し、実践と評価をつなぐ

牧之原市教育委員会の学校生活アンケート、又は学校評価等の中などで、4つの視点(1 学校が楽しい。 2 みんなで何かをするのが楽しい。 3 授業に主体的に取り組んでいる。 4 授業がよくわかる。)について評価、点検し、今後の取組にいかします。

年度当初、この4つの視点について、職員一人一人が現在の課題や目標に至るまでの手立てについて話し合うとともに、児童生徒の姿を共有します。取組後、再びアンケート等の数値を前と比較することで、客観的な点検と修正が可能となるなど、PDCAサイクルで取組を進めることができます。いじめ防止のイベント的な取組だけではなく、年間を通した居場所づくり・絆づくりなど、繰り返し行われる取組が「学校基本方針」の柱になります。

### イ 手順に従って速やかに情報が共有され、対応できる体制づくり

児童生徒同士のトラブル等を見掛けたりしたとき、事前に決めた手順に従って速やかに情報が共有され、組織的な対応に繋がる仕組みを作ることが「学校基本方針」のもう一つの柱になります。

## ③ 未然防止の取組の具体

### ・自己有用感を実感する他者と関わる体験の設定

より良い人間関係を築き、自己有用感を高めるため、異学年交流を実施する。

### ・わかる授業、学びの実感が得られる授業づくり

児童生徒一人一人の良さをいかし、学ぶ楽しさや喜びが実感できる授業を追求する。

### ・いじめ未然防止に自ら取り組む自治活動

自主的、実践的な児童会・生徒会活動等でいじめの未然防止に取り組む。

### ・人間関係づくりプログラムによるコミュニケーションスキルの把握と授業

年間を通して、効果測定ソフトなどからつかんだ集団の傾向や個の特性に向けた「人間関係づくりのスキル」を育み、また、効果を確かめ働きかける点検・改善の取組を行う。

※「人間関係づくりプログラム」活用・検証の流れ(例)

4月 実態把握 質問紙調査 1	学級活動で プログラムを 実施	7月～9月 効果検証 質問紙調査 2	日常生活で効 果定着を図る 取組等で応用	11月 効果測定 質問紙調査 3
-----------------------	-----------------------	--------------------------	----------------------------	------------------------

発達段階に応じた系統的で一貫した指導を通して、「社会的なつながり」を築く力を育成する。

・県「未然防止プログラム」の活用

静岡県総合教育センターが生徒指導支援のため作成した、問題対応型ではない未然防止に焦点を当てた予防的、健全育成型の指導プログラム。児童生徒の自尊感情と規範意識を育むための良好な人間関係づくりを狙いとした6つのプログラムと、それぞれの価値育成の段階を踏まえた具体的な指導ポイントが示されている。

・児童生徒の人間関係の実態把握

いじめの未然防止のため、定期的に客観的な調査等を実施、常に児童生徒の人間関係を把握することにより、学級内のトラブル対応等にいかすことが可能になる。また、積極的生徒指導を行うことで学級内の人間関係の改善にもつなげることができる。

## (2) 牧之原市教育委員会が取り組むこと

① 家庭、地域への啓発活動

市は基本方針やいじめ防止等の対策のための組織についても、その光誠や運営についてホームページで公表し、児童生徒／保護者に伝えます。

② ネットいじめの未然防止のための啓発講座

インターネットを通じたいじめを未然に防ぐため、専門の民間団体等と提携して、講師を市内小中学校へ派遣し、啓発講座を開催します。

③ 生徒指導主任・主事の研修を通じたいじめの未然防止

前述のいじめ未然防止の取組の具体例を、研修で紹介・実施し、学校での未然防止の取組を広げます。

### (3) 家庭が取り組むこと

家庭では、以下のような方法で、社会性の基盤を育てることが必要です。

育てたい力 (保護要因)	その力を育てるための家庭での取組例
・ 自分の気持ちをことばにできる力	○絵本や本の読み聞かせ。 できるようになったら自分で絵本や本を読ませる。覚えた言葉を使って文をつくりさせる。
・ 自分をコントロールする力	○気持ちを言葉にする訓練をして語彙を強化する。 ○身体症状の変化を言葉にする練習をする。 ○心の中に「怒りの温度計」を作ろう。
・ 達成感を得て 自分の可能性を信じる力	○少しずつ子どもに決定権を持たせるようにする。 ○家庭で役割を持たせたり、社会奉仕に参加させたりする。 ○学習達成によって自己効力感を高める。
・ 自分で決定する力	○自己理解を強化する。 ○ささいなことでも自分で決める場を与える。 ○ひとりで考える時間を十分与える。
・ 人の話を聞く力	○注意を傾ける練習をする。 ○合いの手の入れ方を考えさせ実践させてみる。 ○じっくり考える練習をする。
・ 社会に貢献しようとする力	○子どもに家庭内での役割を決めて徹底させる。 ○どういう人間に将来なってほしいか夫婦(保護者)でよく話し合う。
・ 将来を楽観し、打たれ強い力	○自分の将来計画をつくりさせる。 ○子どもの特性や個性をふまえて、いいことを評価する。それを次第に本人にやらせてみる。 ○NOということを自己決定し、相手に伝える力を鍛える。

(「いじめない力、いじめられない力」品川裕香 岩崎書店刊より)

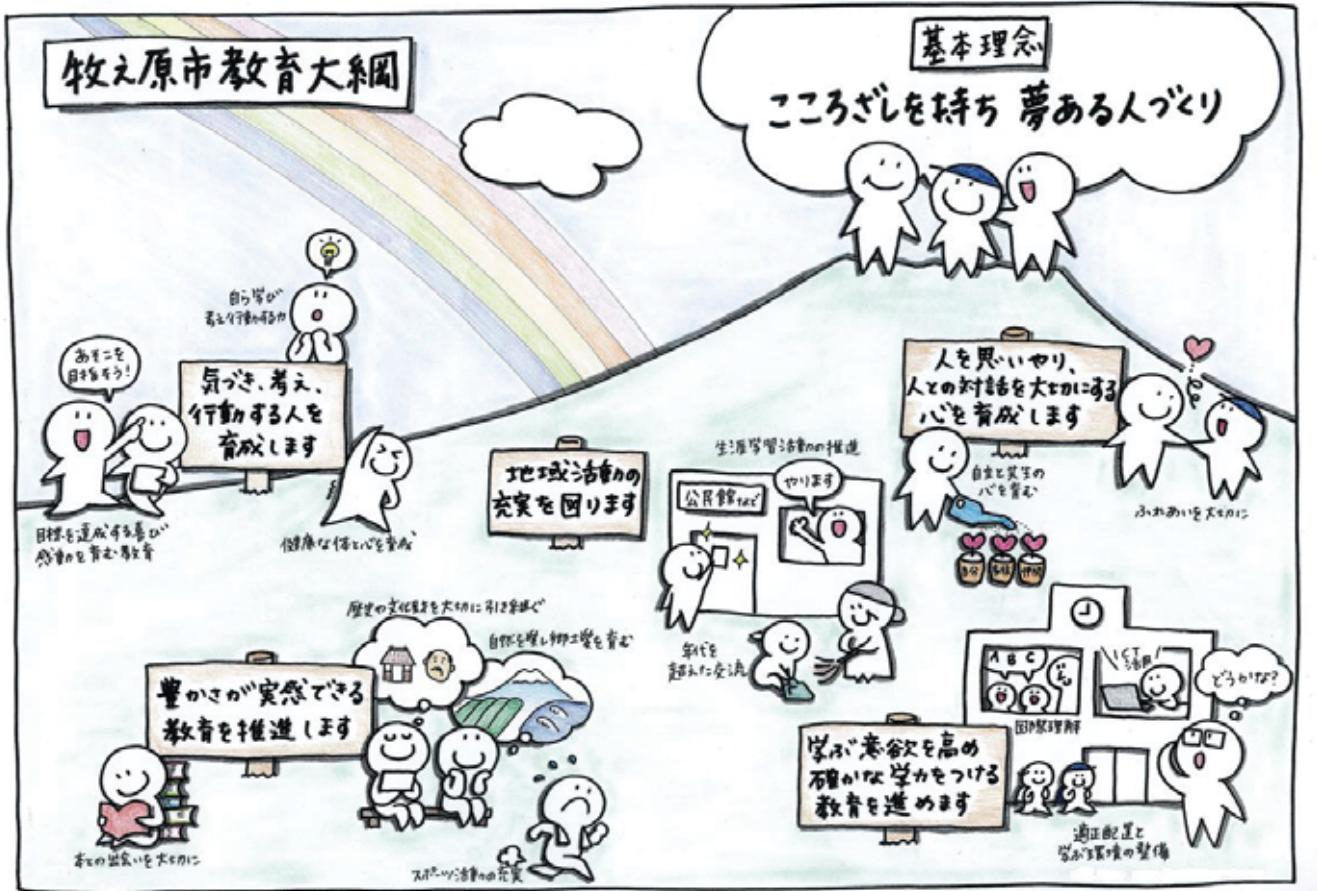
#### (4) 地域が取り組むこと



「第二次牧之原市総合計画」の作成・実施については、「絆と元気が創る 幸せあふれみんなが集う NEXT まきのはら」を目標に、市民協働で「対話による協働のまちづくり」を行う方法を取っています。これは、市民の主体的な活動によって、地域への愛着、社会的な絆と自己実現が構築されることを目指しているからです。

そうした市民の「まちづくり」を直に見ることで「社会的なつながりや公共性を大切にする考え方」「自分や他者の人権を尊重する考え方」を子どもたちが学び、将来は自らも「まちづくり」に参画しようとする思いが育つと考えます。

このことが、牧之原市教育大綱の基本理念「こころざしをもち 夢ある人づくり～人を思いやる対話と学び 幸せあふれる まきのはら～」を実現するとともに、いじめ未然防止の大きな力となります。



## 4 早期発見・早期対応の取組

### (1) 学校が取り組むこと

#### ① 早期発見のための心構えと取組例

##### ア 「教師間の一致した認識」づくり

いじめは範囲が広く基準が曖昧といった特徴があります。また、個々の教師を含めた周囲の考え方によって判断が変わり得るという問題も包含しています。このことを踏まえ、「教師間の一致した認識」を作ります。

##### 【取組の具体】

- ・「学校基本方針」を点検、改訂していく（年度ごとの）話し合いを通して、教師間の共通の認識を一致させる。
- ・「学校としての方針や取組の内容」を保護者や地域に知らせる。（その過程で認識を共通にする）

##### イ いじめの危険性を想定して、「チーム学校」で動く組織づくり

発見・通報を受けた場合にはいじめの曖昧さ、危険性を踏まえて、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。

##### 【取組の具体】

- ・誤認を恐れず、「どんな子どもも、どんな集団にもいじめは起これ得る」という共通の認識にたって、積極的に、学校いじめ問題対策委員会などへ報告、連絡、相談をする。
- ・常に最悪のケース（命に関わる可能性）を考慮した複数の目による対応を心掛ける。

##### ウ 「見えないサインをつかむ」姿勢づくり

いじめの見えにくさを踏まえて、以下のような姿勢や取組を心掛けます。

##### 【取組の具体】

- ・子どもと遊んだり、給食を食べたりして、相談しやすい人間関係づくりを心掛ける。
- ・掲示物等にも気を配り、いじめの兆候をつかむよう努める。
- ・日常的に子どもたちの気になる言動に対して、職員間で情報交換を行う。
- ・学校生活上の死角を把握し、必要に応じて見回るなど対策を実施する。
- ・保健室や相談室の機能をいかし、養護教諭や相談員が得た情報を共有、活用する。
- ・日常的に日記、アンケートや個別面談など複数の手立てを組み合わせ、いじめの兆候をつかむ。

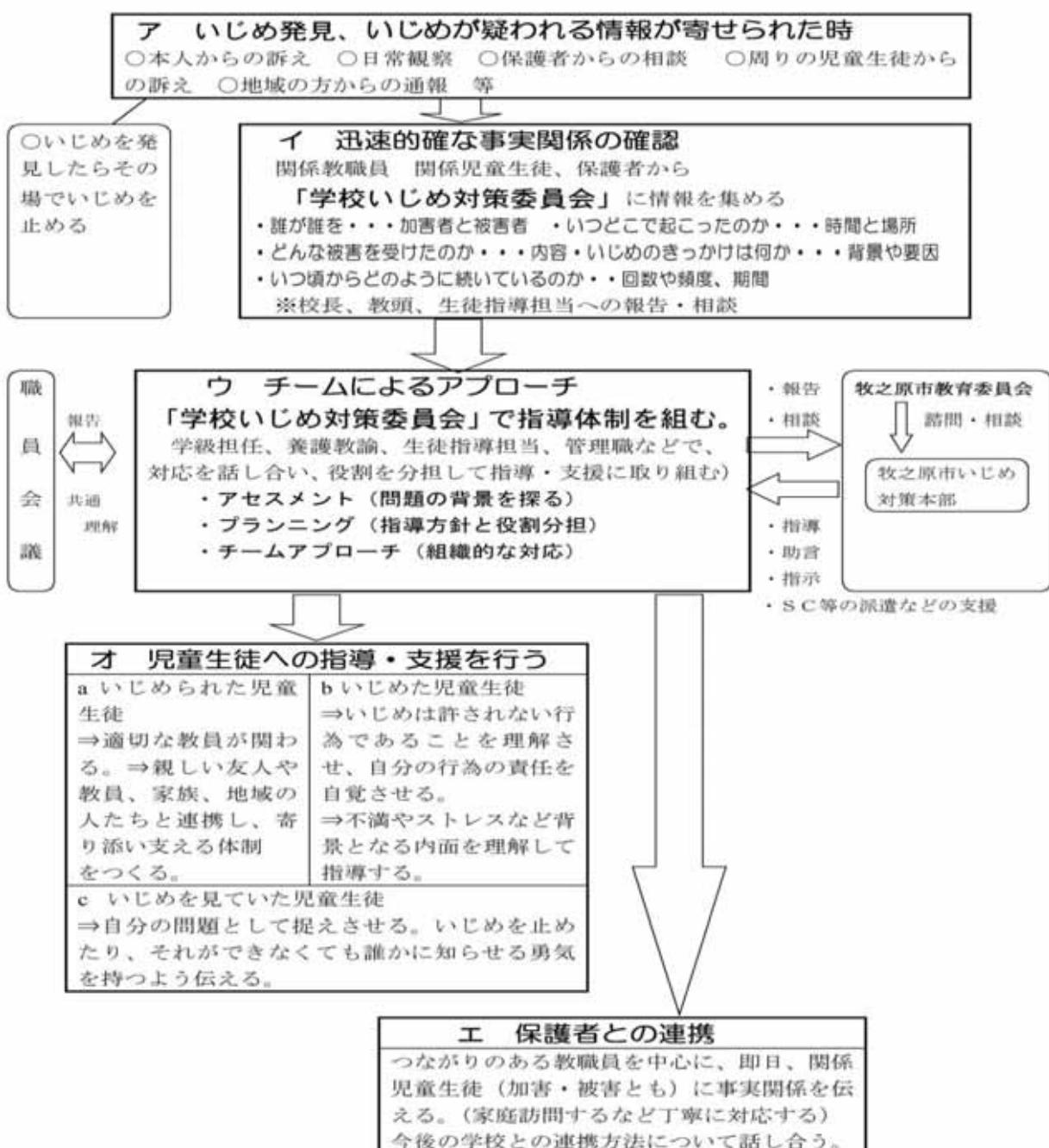
## エ 地域や家庭との関係づくり

早期発見において地域や家庭と連携できるように、学校は以下のようにいじめ対策の周知や関係づくりに取り組みます。

### 【取組の具体】

- ・ホームページや学校便りで告知するなどして「学校基本方針」の周知に努める。
- ・日頃からの連絡（学校便り、学級通信や電話などで学校での良い表れを伝える）による関係づくりに努力する。
- ・「牧之原市いじめ対策連絡協議会」での情報共有や研修によって未然防止、早期発見における地域連携を促進する。

## ②学校における組織的ないじめ対応



## ※ ネットいじめへの対応について

いじめが起りやすく拡散しやすいのにもかかわらず、教職員や親は気づきにくい「ネットいじめ」が増えています。LINEや掲示板への誹謗・中傷の書き込み等のいじめがあった場合には、被害に遭った子どもや関係している児童生徒から詳細を聞き取り、書き込み等の行為の実際を確認します。その後、状況に応じて被害の拡大を防ぐための対応を行います。

### (2) 「牧之原市教育委員会」が取り組むこと

#### ① 定期的なアンケートによる情報の共有、連携

年3回のアンケートを共通に行うことを求め、いじめの早期発見にいかします。

#### ② PTAや地域団体などに相談窓口一覧を配布、早期の相談・通報・連絡できる体制を整備

早期発見、適切な対応のため、国や県の窓口一覧や「いじめチェックリスト」を各校に配布します。上記の周知によってPTAや地域の関係団体が児童生徒に接する際、児童生徒の変化に気付いた時、窓口に連絡・通報・相談できる体制づくりに取り組んでいきます。

## 第3 重大事態への対処

### 1 重大事態の定義

法第28条では以下のように重大事態を定義しています。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

つまり、重大事態には「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある重大事態」と「いじめが原因で不登校になった疑いのある重大事態」の2種類があります。

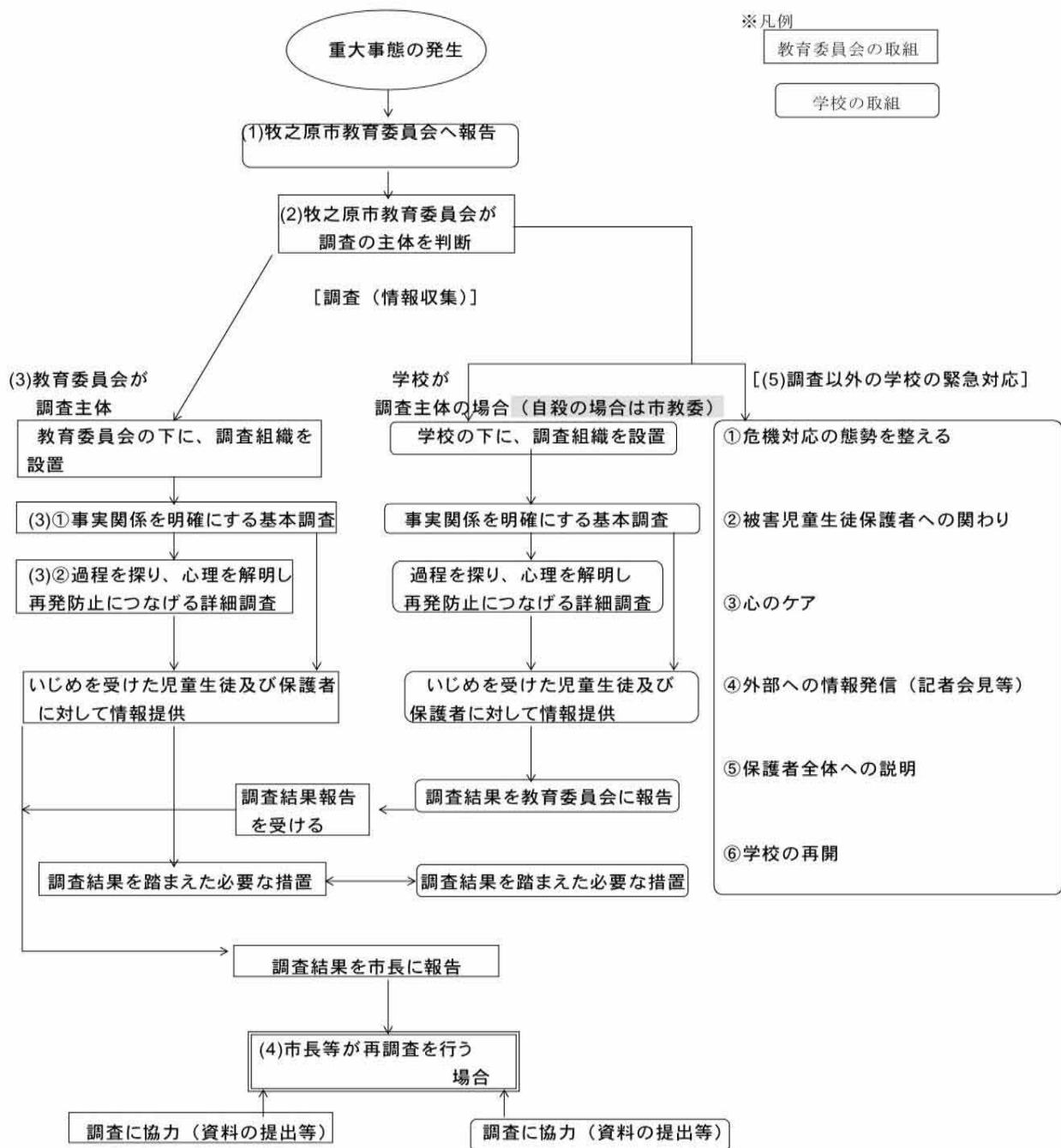
また不登校重大事態には下記の注釈があります。

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(※H27.3月文科省は「不登校重大事態への指針」中で、不登校が背景にあると疑われる欠席の「一定期間」の目安を「7日間」と示しました。)

## 2 重大事態（自殺等）への対応

牧之原市（自殺等）重大事態発生への対応フローチャート



### (1) 牧之原市教育委員会への報告

重大事態を認知した場合、学校は牧之原市教育委員会に報告し、牧之原市教育委員会は牧之原市長に報告します。

### (2) 調査主体

自殺事件などの深刻かつ重大な事態にあっては、学校の教育活動に支障が生じるなどの理由から、学校の設置者たる牧之原市教育委員会が調査を行います。

### (3) 調査内容

#### ① 基本の調査

基本調査は重大事態発生（認知）後、速やかに着手する調査であり、学校がその時点で持っている情報や調査により得た情報を迅速に整理する「情報収集と整理」を目的とするものです。

##### ア 遺族への関わり、対応

遺族が調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行います。調査で集まってきた情報はどの段階でどの程度説明できることになるかなど、あらかじめ説明しておく姿勢が重要です。

深刻な影響を受けている遺族の心のケアを、調査の主体でもある学校や設置者が調査と並行して行うことは事実上困難を伴います。心のケアという観点からは、当該校配置のスクールカウンセラーのみならず、牧之原市社会福祉課、健康推進課などに援助を求め支援体制を整えていきます。

##### イ 関係児童生徒、保護者との関わり、関係機関との協力

強いストレスを受けている可能性にも留意しつつ関係する児童生徒と、関わりのある関係機関（警察、医療機関、行政機関）と連携できる関係を構築し、情報共有を図ります。

##### ウ 指導記録等の確認、保管

指導記録以外にも、子どもの作文や作品、「連絡帳」「生活ノート」を即時集約して確認・保管します。

##### エ 学校職員からの聴き取り

被害に遭った子どもと関わりのあった教職員からの指導を聴き取ります。事案に深く関係する教職員（担任や顧問）は、強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関につなぎます。

##### オ 被害に遭った子どもと関係の深かった児童生徒への聴き取り調査

聴き取りの前には保護者に連絡して理解・協力を依頼します。聴き取る際には、これらの児童生徒にも二次被害（自殺など）の危険が高まっているという認識を常に持ち、心のケアをすることが必要になります。

##### カ 基本調査の整理・報告

得られた情報を、時系列にまとめるなど整理します。

### ③ 詳細調査

詳細調査とは、事実関係の確認のみならず、事態が起きた過程を丁寧に探り、追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すものです。

詳細調査を行うに当たっては、調査の趣旨と、調査方法や期間、保護者、児童生徒への説明時期等を検討し、明確にして実施します。

#### ア ここまで調査の確認

基本調査等の結果の把握、追加調査実施の必要性の有無を確認します。

#### イ 児童生徒に対する調査（アンケート調査）

全校児童生徒などに広く情報提供を求める必要性がある場合には、児童生徒に重大事態を伝えた上で、一斉の調査を行います。

調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取り扱いなどを調査対象となる児童生徒や、その保護者に説明する等の措置が必要です。

#### ウ 児童生徒に対する調査（聴き取り調査）

聴き取り調査は聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、できるだけ複数の対応者で臨みます。あくまで教育の中で行われる聞き取り調査であって、心理的影響には十分注意が必要です。

#### エ 情報の整理

様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、「直接見聞きした情報」「伝聞の情報」などに整理します。整理した情報から事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して時系列でまとめていきます。

ただし、事実関係が確認できなかったものがあれば、確認できなかった情報として整理しておくことが必要であり、不都合な情報を秘匿するかのような対応は取らないようにします。

#### オ 分析評価と再発防止への提言

調査によって得られた様々な情報を総合的に分析評価します。学校生活に関する要因、個人的な要因、及び家庭に関する要因などに分けて、影響の程度を分析評価します。

#### カ 報告書、情報提供

牧之原市教育委員会は牧之原市長に調査について報告します。いじめ問題対策連絡協議会で、同地域の教職員は報告書を共有し、今後への課題などについて共通理解を図ります。

## (4) 牧之原市長による再調査

### ①再調査の内容

報告を受けた牧之原市長は、必要があると認める時は、「牧之原市いじめ再調査委員会」による法で規定する再調査を行うことができます。

事案によっては、前項の調査に並行して調査が行われることもあります。

### ②再調査結果を踏まえた措置

牧之原市長は、再調査の結果を牧之原市議会に報告します。牧之原市長及び牧之原市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係わる重大事態での対処又は再発防止のために必要な措置を講じます。

## (5) 調査以外の緊急対応について

### ① 危機対応の態勢を整える

#### ア 当面の目標を掲げる

例えば、関係者の心のケア、学校の日常活動の回復、被害の拡大の防止が考えられます。

#### イ 必要な人員の確保

様々な対応を集中して行うため牧之原市教育委員会は常時複数の職員を学校へ派遣しサポートします。

#### ウ 危機時の役割分担

危機時には校長などの管理職、当該担任、養護教諭の負担が大きくなります。負担を軽減し、その役割に集中できるように以下のような担当者を置いて役割分担をします。（「保護者担当」「報道担当」「情報担当」「総務担当」「ケア担当」「庶務担当」等）

また校長、教頭、上記担当者にスクールカウンセラー等を加えた「校内危機管理チーム会議」（チーム会議）を編成し、隨時開きます。職員会議とチーム会議を合わせて1日の中で定期的に会をもちます。

### ② 被害に遭った子どもの当該保護者への関わり

子どもや他の保護者に事態を伝えるに当たっては、保護者から了解を取ります。

### ③ 心のケア

#### ア ケア会議

養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任など「ケア会議」を1日1回以上開き、ケアの全体を統括します。

#### イ リストアップと気になるケースへのアプローチ

特に気になるケースについては訪問を含む当面の対応を協議します。

## ウ 教職員へのサポート

職員会議の中で「急性ストレス反応とその対応」など、教職員のメンタルヘルスの講義も行います。

## エ 相談態勢

配慮の必要なケースへの当面の対応を優先しつつも、広く希望者の相談が受けられる態勢を用意する必要があります。保護者や子どもからの電話での相談にも対応が必要です。

### ④ 外部への情報発信（記者会見等）

#### ア 広報対応

マスコミからの個別の問い合わせに対しては、校長とは別の牧之原市教育委員会も含む職員の中から窓口（報道担当）を置きます。取材が集中する場合は、記者会見を行います。

#### イ 注意すべきこと

憶測に基づくうわさ話が広がらないように、正確で一貫した情報発信を心掛けます。早い段階での決めつけや断片的な情報が公開されると、誤解を招きます。また文書で示せる内容、口頭でのみ伝える内容、質問があつてから説明する内容などに分けておくことも大切です。プライバシーの保護や二次被害へ配慮しつつ出せる情報は積極的に出していくという姿勢が求められます。情報発信する場合の留意点について「WHO（世界保健機構）によるメディア関係者のための手引き」を参考にします。

### ⑤ 保護者全体への説明

当初は保護者向け文書を発行し、その後保護者会を行うなど、保護者との協力関係の維持に努めます。

### ⑥ 学校の再開

子どもたちへの伝え方や補助の教師の配置、登下校の見守りなど等の準備をして、子どもが安心感を得られるよう準備して学校を再開します。

### 3 不登校重大事態への対応

#### (1) 学校・牧之原市教育委員会は牧之原市長へ発生報告

学校は、以下のような項目（例）を市長へ報告します。（牧之原市教育委員会を経由）

- 被害に遭った子どもの氏名・学年・性別
- 欠席期間・その他当該の子どもの状況
- 被害に遭った子ども・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容

#### (2) 牧之原市市教育委員会が調査主体（学校の設置者又は学校）を判断

どちらが調査主体でも、牧之原市いじめ問題対策本部を招集し、助言、指示を求めます。

#### (3) 調査

主に、聴き取りによる調査を行います。聴取の対象者は、当該の子ども、保護者、教職員（学級・学年・部活動関係等）、関係する児童生徒、などが想定されます。

聴取内容としては、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様相であったか、いじめを生んだ背景事情やその子の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等が想定されます。

#### (4) 聽取内容の記載と今後の支援方策の検討

重大事態の発生から、1ヵ月程度を目途に、聴取した内容を書面にとりまとめます

調査期間中に被害に遭った子どもが学校復帰した場合も、その時点での聴取内容を取りまとめます。

#### (5) 被害に遭った子ども・保護者への情報の適切な提供

聴取結果（及び今後の支援方策）について、被害に遭った子ども及び保護者に説明します。また、希望する場合には、被害に遭った子ども又はその保護者の所見をまとめた文書を、聴取の結果の報告に添えることができる旨を説明します。

#### (6) 聆取の結果等を牧之原市長等に報告

聴取の結果等を書面にて牧之原市長等に報告します。

報告を受けた牧之原市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について再調査を行います。